

75 歳以上で運転免許証を自主返納した方の 敬老パスの3年間無料交付の申請について

運転免許証の自主返納による敬老パスの 3 年間無料交付を希望される方は、このお知らせを最後までお読みいただき、お申込みの手続きをお願いします。

希望されない方のお申込み・ご連絡は必要ありません。

無料交付の対象となる方

◆誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための運転免許証の返納時期が異なります。ご注意ください。

①昭和 26 年(1951 年)10 月 1 日以前の誕生日の方

令和 7 年 10 月 1 日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

②昭和 26 年(1951 年)10 月 2 日から昭和 27 年(1952 年)10 月 1 日までの誕生日の方

令和 8 年 10 月 1 日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

【注意】運転免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限(免許証を返納した日から2回目に到来する 9 月 30 日まで)があります

運転免許証返納日	敬老パス無料申請期限
令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 30 日まで(受付終了)
令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日	令和 9 年 9 月 30 日まで
令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 30 日まで

【注意事項】

○自主返納以外(失効など)は無料交付の対象になりません

○普通免許や二輪免許等、複数の免許種別をお持ちの方は、全ての免許種別を返納することで対象となります

○福祉タクシー利用券または障害者自動車燃料券と敬老パスは選択制です

裏面もご覧ください

～運転免許証返納から敬老パスの申請の流れ～

警察署^{※1} または 運転免許センター で運転免許証を返納する



「申請による運転免許の取消通知書」の交付^{※2} を受ける



お住まいの区役所の高齢・障害支援課 で無料の申請をする

持ち物: 「申請による運転免許の取消通知書」、

「本人確認書類(マイナンバーカード、介護保険証等)」

現在敬老パスを利用している方



これから敬老パス利用する方^{※3}

お使いの敬老パスで
引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを特定記録
郵便にてご自宅にお送りします^{※4}

※1 横浜水上警察署を除く

※2 再発行できませんので、なくさないでください

※3 これから敬老パスを利用する方は、返納から1回目の9月 30 日までの申請をお勧めします

※4 申請から敬老パスが届くまで、約1か月程度かかります

～敬老パスとは～

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70 歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。敬老パスを提示することで、**横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄**をご利用いただけます。

また、地域の身近な公共交通として一部地域で運行されているワゴン型バスなど(おでかけシャトル)についても、敬老パスの提示により、半額程度の運賃でご利用いただけます。



詳細はこちら

お問い合わせ

横浜市敬老パス問合せダイヤル

電話 0120-206-160

(令和 8 年 4 月 7 日～令和 9 年 3 月 31 日まで)

受付時間 午前8時から午後7時まで(土日・祝日も受け付けています。)

(令和 8 年 12 月 29 日～令和 9 年 1 月 3 日を除く。)

F A X : 045-330-4382